

全部
安本
業進
作推
農動
道運

作業機付きトラクター

公道走行基準を説明

北海道農作業安全運動

推進本部などは27日、農作業機を装着したトラクターの公道走行の基準についての説明会を札幌市で開いた。今年度に基準が見直され、作業機が付いているトラクターが公道で走れるようになった。説明会はその条件を関係者に理解してもらうのが狙い。安全に運転するためのポイントを確認

した。

J A北海道中央会や北海道農政事務所など開いた。J Aや地方自治体の職員、農機メーカーなどから約150人が参加した。

基準見直しは政府の規制改革推進会議の答申などを受け、ロータリーやハロー、ブロードキャスタなど、直装タイプの作業機が対象。作業機の幅

によって外側に表示板な

どの設置が必要になると話した。さらに、安定走行のために、操舵輪の分担荷重を20%以上とすることや、トラクターと作業機の組み合わせによって運行速度が制限されることなどを説明した。その他、ロールベアラヤトレーラなどの被けん引タイプは現在、運用見直しを検討していると

した。

同本部の柴田倫宏本部長は、トラクターと一般車両との追突事故などの危険性を指摘。「交通ルールと運転マナーを順守するとともに、後方車両が作業機付きトラクターを早く認知できるように、今後も低速車マークの掲示を呼び掛けた」と強調した。

その他、道内の農作業死亡事故の発生状況も伝えた。今年度は10月31日現在で12件発生し、そのうち9割以上が60歳以上の高齢者だとした。